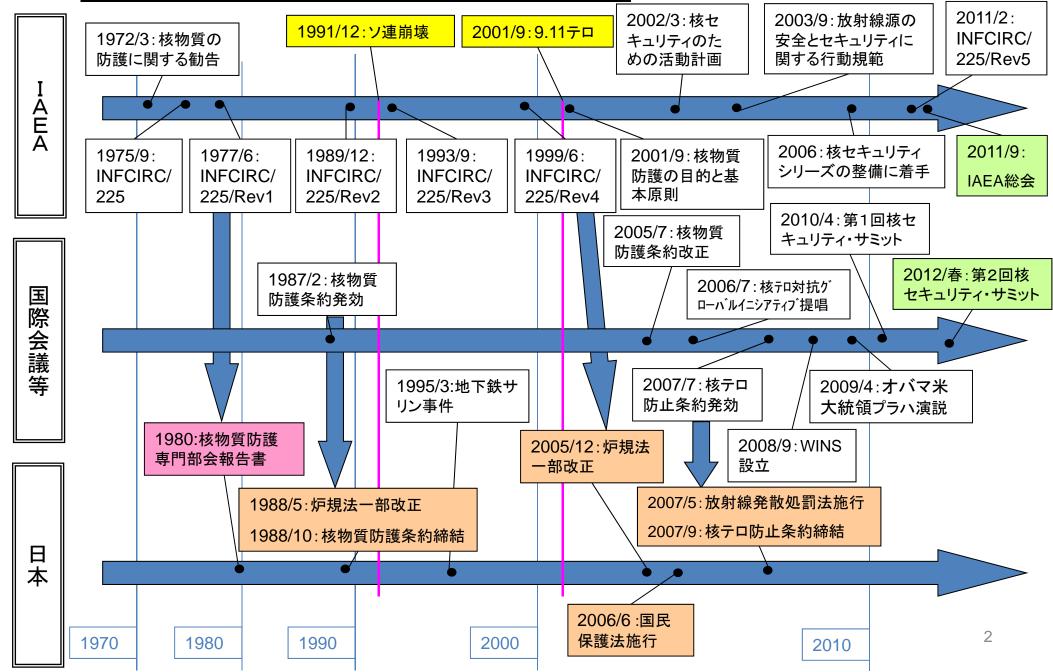
核セキュリティに係る国際動向及び IAEAの基本文書に係る検討状況について

平成23年6月30日原子力政策担当室

核セキュリティに係る主な国際動向



核セキュリティ・サミット(1)

1. 背景

• 2009 年4 月、<u>オバマ米国大統領がプラハ(チェコ)における演説</u>において、核テロは地球規模の安全保障に対する最も緊急かつ最大の脅威であるとした上で、2010年中の<u>核セキュリティ・サミットを主催することを提唱した。</u>

2. 概要

- 2010 年4 月、核セキュリティをテーマとする初めての首脳会議(核セキュリティ・サミット)がワシントン(米国)において開催された。
- 日本を含む47 か国及び3 国際機関から首脳等が参加した。

3. 成果

- 参加国間で「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」との目標が 共有された。
- 今後取り組むべき措置を示した「コミュニケ」が採択された。
- コミュニケを具体化した「作業計画」が採択された。
- 次回サミットは2012 年に韓国で開催される。

核セキュリティサミット(2)

1. 鳩山総理が発表した我が国のイニシアティブ

核セキュリティ・サミットにおいて<u>鳩山総理は、</u>地域及びグローバルな核セキュリティ強化に貢献するためのイニシアティブとして<u>4つの協力措置を表明</u>した。

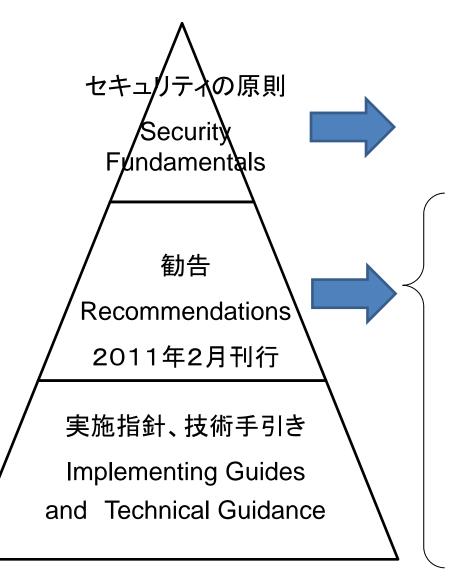
- (1)核セキュリティ強化のためのアジア総合支援センターを本年中に我が国に設立 ⇒2010年12月、JAEAに設立
- (2)核物質の測定、検知及び核鑑識に係る研究開発を実施 ⇒日米で研究協力を実施
- (3)IAEA核セキュリティ事業に対する一層の財政的・人的貢献 ⇒約610万ドルの支援事業、IAEAへの専門家の派遣を実施中
- (4)世界核セキュリティ協会(WINS)会合の本邦開催 ⇒2010年9月、東京にてワークショップを開催

2. 日米核セキュリティ作業グループの設置

2010年11月、<u>菅総理</u>とオバマ米大統領の日米首脳会談において、<u>日米核セキュリティ</u> 作業グループの設置を決定した。

- 民生用原子力施設の核物質及び輸送中の核物質のセキュリティを強固なものとする等の措置をとることにより、2012年の核セキュリティ・サミットに向けた具体的な成果を特定し及び調整する。
- 共同の努力には,核鑑識,核物質の検知と測定及びに特に原子力発電の利用の増大が予想されるアジア 太平洋地域における核セキュリティに関する専門知識の発展の分野における共同活動が含まれる。
- この点に関し,核不拡散・核セキュリティ総合支援センターを設立するとの日本の決定は,重要である。
- この作業グループの設置に関連し、また、核テロリズムによる重大な危険を認識して、日本及び米国は、4年以内にすべての脆弱な核物質の管理を徹底するという目標を再確認した。

IAEA核セキュリティ・シリーズ文書体系



- ○核セキュリティ基本文書(理事会承認最終プロセス中)
 - 核セキュリティ体制の確立等に係わる、政策決定者等に、核セキュリティ体制の目的及び不可欠な要素を提供
 - 核セキュリティ・シリーズ文書のための根拠(原則)を提示
- ○核物質及び原子力施設の防護に関する核セキュリティ 勧告(INFCIRC/225Rev5)
 - 核物質や原子力施設について、「核爆発装置」のための盗取 や妨害破壊行為に対抗するための防護措置に関する勧告を 提供
- ○放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告
 - 放射性物質や関連施設について、「汚い爆弾」のための盗取 や妨害破壊行為に対抗するための防護措置に関する勧告を 提供
- 〇規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射 性物質に関する核セキュリティ勧告
 - 核物質や放射性物質が盗取された場合等に、それがテロに使用される前に、回収し、安全な状態にするための体制や対応計画等に関する勧告を提供

(参考)IAEA核セキュリティ・シリーズの作成経緯

2002年3月 核セキュリティのための活動計画(2002年~2005年)を策定

- 2001年米国同時多発テロを受けた、核テロ防止対策支援のためにIAEAが実施 すべき事業計画として、IAEA理事会において承認
- 核物質及び原子力施設の物理的防護等8つの活動分野から構成
- この計画の実施のため、核物質等テロ行為防止特別基金(Nuclear Security Fund)を設立
- 本計画に示された包括的な核セキュリティのアプローチに必要なガイドラインや 勧告の作成を、核物質等テロ行為防止特別基金を財源として開始

2006年6月 最初の核セキュリティ・シリーズ文書、技術指針(No.1 Technical and Functional Specifications for Border Monitoring Equipment)が刊行

2007年3月 「基本文書」の検討が開始

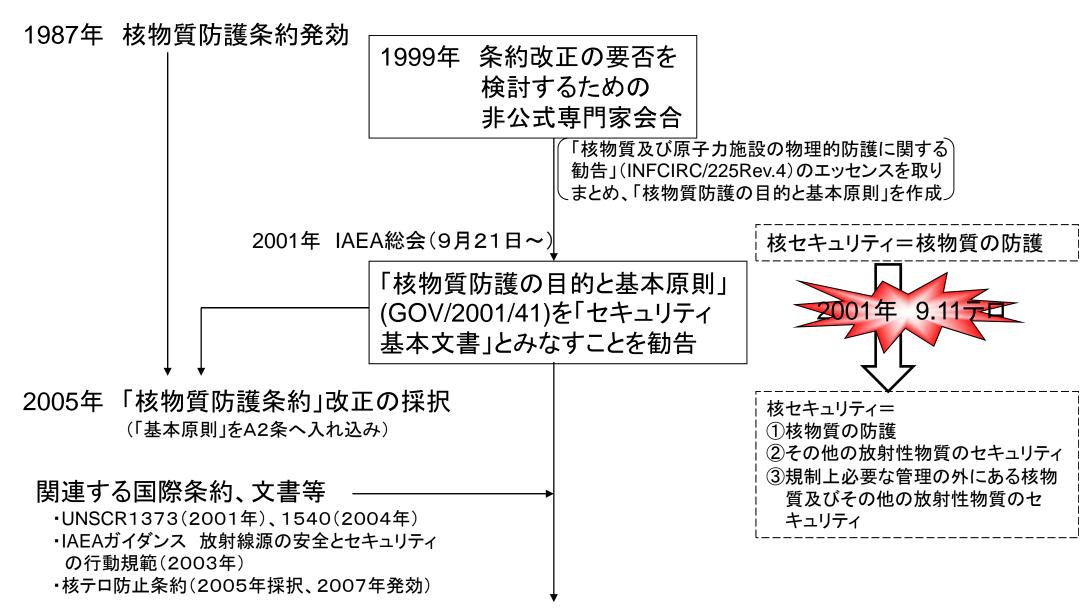
2007年10月 3つの勧告文書の作成作業を開始

- 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」 (「INFCIRC/225Rev.4」を改訂し、核セキュリティ・シリーズ文書へ組み入れへ)
- 「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」
- 「規制上必要な管理の外にある核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告」

2011年2月 3つの勧告文書を刊行

2011年9月 「基本文書」を刊行予定

IAEA核セキュリティ基本文書と国際文書の関係

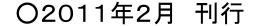


IAEA核セキュリティ基本文書(2007年~<u>理事会承認最終プロセス中</u>)

IAEA核セキュリティ基本文書及び勧告文書の策定のスケジュール



(参考)核セキュリティ・シリーズ基本文書及び勧告文書





Nuclear Security Recommendations on Physical Protection of Nuclear Material and Nuclear Facilities (INFCIRC/225/Revision 5)

http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1481_web.pdf



Nuclear Security Recommendations on Radioactive Material and Associated Facilities

http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1487_web.pdf

IAEA Nuclear Security Series No. 15

Nuclear Security Recommendations on Nuclear and Other Radioactive Material out of Regulatory Control

http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub1488_web.pdf

〇刊行間近の文書

Fundamentals of a State's Nuclear Security Regime: Objective and Essential Elements



IAEA核セキュリティ基本文書の概要

○核セキュリティ体制の目的

核セキュリティ事案による有害な影響から、人、財産、社会、環境を防護すること。

○核セキュリティ体制の本質的な要素

- ① 核セキュリティ体制における国の責任
- ② 規制機関等の責任の識別及び定義
- ③ 立法及び規制に関する枠組みと行政 上の措置
- ④ 国際輸送における責任
- ⑤ 犯罪行為とその適切な罰則の確立
- ⑥ 国際協力及び国際支援

- ⑦ 核セキュリティに関わる脅威の識別と評価
- ⑧ 防護すべき標的及びその潜在的影響の 特定及び評価
- ⑨ 段階的手法及び多重防護による、リスク情報を活用した手法の利用
- ⑩ 核セキュリティ事案の検知、評価及び通知
- ① 核セキュリティ事案に対する準備と対応
- ① 核セキュリティ体制の維持

前回部会(2010年7月)時点からのIAEA基本文書の変更点(1)

1. 経緯

- 第1回技術者会合(2009/11)において、作成されたドラフトに対して、IAEA事務局である核セキュリティ室では、安全部門、法律部門及びコンサルタントからなる内部委員会を設置し、クロスチェックを行い、その内容を反映。
- 第2回技術者会合(2010/8)で議論された内容の反映。

2. 主な変更点

(1)「はじめに」を全面書き換え

- 「はじめに」の構成を、勧告文書と合わせ、「背景」「目的」「範囲」「構成」とした。
- 核セキュリティ・シリーズの策定経緯、基本文書の位置づけ、国際文書との関係 等を追記
- 勧告文書と整合させ、民生目的に使用される物質を対象とし、それ以外に拡張 するかは、加盟国判断である旨を追記

前回部会(2010年7月)時点からのIAEA基本文書の変更点(2)

(2)12の本質的要素の変更

- (ア) 本質的要素の記載順序を変更
- (イ) 本質的要素の項目名を変更
- (ウ) 本質的要素を文章形式に変更
- (エ) 規制機関の独立性に係る規定を追加
- (オ) 認可を受けた者が不在の際のセキュリティの責任に係る規定を追加
- (カ) 輸出入及び国境管理のための法執行制度と措置の規定を追加
- (キ) 不正取引の防止、阻止、検知及び対応に係る規定を追加
- (ク) リーダーシップの明示により核セキュリティ体制を維持する規定を追加
- (ケ) 最良事例を取り入れることにより核セキュリティ体制を維持する規定を追加
- (コ) 内部脅威者に対する措置の確立を追加
- (サ)「悪意のある行為」を「犯罪行為又は意図的な無許可の行為」などの表現に修正

原子力の安全とセキュリティの強化に係わる国際動向

「安全で革新的な原子力利用に関するキエフ・サミット」における潘(Ban Ki-moon) 国連事務総長演説(抜粋) (2011年04月21日)

- 原子力の安全と核セキュリティとの間に、より強い関連性を構築する必要がある。
- 原子力の安全と核セキュリティは別個の問題であるが、どちらかを強化すればもう一方を 補強できる関係にある。
- テロリストやその他のアクターが核物質と核技術を求めている今、原子力発電所に厳しい 安全システムを導入すれば、核セキュリティの強化に向けた取り組みにも役立つ。
- 近隣のコミュニティにとってより安全な原子力発電所は、全世界のセキュリティを高めることにもなる。

「第29回IAEA安全基準委員会」における天野IAEA事務局長挨拶(抜粋) (2011年05月25日)

- 福島事故に関連して、現在 IAEA調査団を日本へ派遣している。その目的は福島事故が IAEA安全基準へもたらすものを整理するためである。
- 安全とセキュリティは共通要素があり、福島事故からの教訓は安全面だけでなく、セキュリティ面での反映もある。
- 福島事故は、自然ハザードとハザード発生後の人間の対応についてもより詳細な分析が必要である。この面では、日本政府だけでなく国際的にも事故の分析が始められているところであるが、分析や評価は透明性をもって行う必要がある。

「原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書」における セキュリティに係る記述

添付XI-1 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を受けた我が国の具体的な対応策

- Ⅲ 更なる安全性向上のための中長期対策
 - 1. シビアアクシデントの防止策の強化
 - ・地震・津波等への対策の強化

今般の地震・津波発生のメカニズム分析等を行い、得られた知見を耐震バックチェックに反映させるとともに、現在実施している耐震バックチェックを加速・早期完了させる。(省略)

さらに、外的事象の一つであるテロ対策についても、近年その重要性が高まる中、今回の事故を踏まえた対策がテロ対策にも 資する面があることを踏まえ、さらに万全を期すため、不審者の侵入防止策の徹底等を始め、治安当局等と連携しつつ、より一 層の防護措置の強化に向けた必要な対策を事業者に求めていく。(教訓1)

- 2. シビアアクシデントへの対応策の強化
 - ・シビアアクシデント対応の訓練の強化

一次冷却材管破断事故等に起因するシビアアクシデント及びその長期化・深刻化を想定した緊急時対応訓練の実施など、シ ビアアクシデント対応の訓練の強化を事業者に求めていく。

また、近年、重要性が高まっているテロ対応訓練についても、事業者に必要な対策を求めていく。(教訓13)

- 4. 安全確保の基盤の強化
 - ·安全規制·防災体制の強化

国は、原子力安全規制に係る責任体制の明確化等を図るため、原子力安全・保安院を経済産業省から独立させ、原子力安全委員会や各省も含めて原子力安全規制行政や環境モニタリングの実施体制の見直しの検討に着手する。

また、緊急時の対応において明確な責任の所在の下に迅速な対応を行うため、プラントの緊急時対応、住民の避難・安全の確保、被災者支援、環境モニタリング、放射線防護(食品の出荷制限、食品・水道水の摂取制限)、医療支援などの<u>防災業務について、原子力施設に関するテロ対策のあり方も含め、政府組織内の役割分担、責任体制の明確化、組織の見直し、必要な</u>資機材の整備拡充等を行う。(教訓23)